

大津市指定ガス工事店処分基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大津市指定ガス工事店規程（平成19年企業局管理規程第3号。以下「規程」という。）第10条第2項の規定による指定ガス工事店の指定の取消し等の処分及び第18条の規定による外管工事資格者の名簿登録の取消し等の処分並びに第12条第3項に規定する者（以下「内管工事資格者」という。）の処分等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審査委員会)

第2条 大津市公営企業管理者（以下「公営企業管理者」という。）は、指定ガス工事店及びガス工事資格者（以下「指定ガス工事店等」という。）の処分の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、大津市指定ガス工事店審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、別表1に規定する違反行為に対する違反点及びその処分について協議し、公平にその判定を行い、公営企業管理者に具申することをもってその権限とする。

3 委員は、次の各号に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 局長
- (2) 企業総務長
- (3) 技術事業長
- (4) 施設事業長
- (5) 企業総務課長
- (6) 水道ガス整備課長
- (7) 水道ガス改良課長
- (8) 維持管理課長

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

5 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名したものが職務を代理する。

6 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議を主宰する。

7 委員会は、3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

9 委員長は、緊急を要するときその他特別の事情があると認める場合には、書面による賛否を求めて委員会の協議に代えることができる。

10 委員会は、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

11 委員会は、会議の経過及び結果を速やかに公営企業管理者に報告しなければならない。ただし、第9項の規定を適用した場合は、書面合議によるものとする。

12 委員会に関する事務は、お客様設備課において処理する。

(違反点)

第3条 指定ガス工事店等が別表1に定める違反等の事項に該当する行為を行ったときに付す違反点は、同表に定めるとおりとする。ただし、公営企業管理者は、同表に定める違反点を付することが不適当と認めるときは、その都度判断の上、適切な違反点を決定する。

- 2 前項の違反点の適用期間は、違反点を付した日を起算日として指定効力停止期間又は資格効力停止期間（以下「指定効力停止期間等」という。）を除き2年間とする。
- 3 公営企業管理者は、指定ガス工事店等が指定効力停止期間等又は違反点の適用期間中に再度違反等の事項に該当する行為を行ったときは、違反点を加点する。
- 4 公営企業管理者は、第1項又は第3項の違反点を付したときは、指定ガス工事店等に通知するものとする。
(処分)

第4条 公営企業管理者が前条の規定により指定ガス工事店等に付した違反点が別表2に定める点数となったときに行う処分は、同表に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めるもののほか、公営企業管理者は、指定ガス工事店等が他の工事等での違反行為その他反社会的行為等を行ったとき又はこの要綱に定める基準により処分することが不適当と認めるときは、その都度判断の上、処分するものとする。

(文書による改善命令等)

第5条 お客様設備課長は、違反行為の内容により早急に是正が必要と判断したときは、文書による改善命令等を行うことができる。

(意見陳述のための手続)

第6条 公営企業管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると判断したときは、行政手続法（平成5年法律第88号）、大津市行政手続条例（平成8年条例第30号）及び大津市企業局聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規程（平成9年企業局管理規程第6号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、聴聞又は弁明の機会の付与の手続を行うものとする。

(不利益処分の通知)

第7条 公営企業管理者は、不利益処分を決定した場合に、被処分者に対し当該処分の通知を行うものとする。

(資格者に対する措置)

第8条 公営企業管理者は、内管工事資格者が資格者として不適切と認めるときは、一般社団法人日本ガス協会に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指定ガス工事店等の処分に関し必要な事項は、その都度、公営企業管理者が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 大津市水道ガス工事店処分基準要綱（昭和60年要綱）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 改正前に付加した違反点の適用期間については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

2 改正後の大津市指定ガス工事店処分基準要綱の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後の指定ガス工事店等による違反等の事項に該当する行為について適用し、施行日前に行われた行為については、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

違反項目	根拠規程	違反等の事項	違反点
指定要件違反	規程第4条 第1項第4号	1 指定ガス工事店の種類に応じたガス工事資格者を必要人数従事させないとき。	8
	規程第4条 第1項第2号	2 ガス工事の施行に必要な設備及び機器を備えなくなったとき。	8
	規程第4条 第1項第5号才 規程第14条 第3項第5号	3 代表者及びガス工事資格者が精神の機能の障害によりガス工事の事業又は資格者としての職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。 (補足：代表者の場合は指定ガス工事店指定取消し) (補足：ガス工事資格者の場合は名簿登録の取消し、工事店に対する処分なし)	8
	規程第4条 第1項第5号ア 規程第14条 第3項第1号	4 代表者及びガス工事資格者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。 (補足：代表者の場合は指定ガス工事店指定取消し) (補足：ガス工事資格者の場合は名簿登録の取消し、工事店に対する処分なし)	8
	規程第4条 第1項第5号イ 規程第14条 第3項第2号	5 代表者及びガス工事資格者がガスに関する法令に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 (補足：代表者の場合は指定ガス工事店指定取消し) (補足：ガス工事資格者の場合は名簿登録の取消し、工事店に対する処分なし)	8
	規程第4条 第1項第5号ウ 規程第14条 第3項第3号	6 指定ガス工事店等の指定又は登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。 (補足：指定ガス工事店の場合は指定取消し) (補足：ガス工事資格者の場合は名簿登録の取消し、工事店に対する処分なし)	8
	規程第10条 第2項第5号	7 ガス盗用	5
	規程第10条 第2項第5号	8 道路掘削許可、私道掘削承諾、道路使用許可を受けずに工事（掘削、穿孔及び配管等）を施行したとき。	5
	規程第10条 第2項第5号	9 施行上の安全管理を著しく怠り、従業員を死傷させたとき。 (補足：死亡又は傷害により違反点が異なる)	案件ごとに判断 (6点以下)
	規程第10条 第2項第5号	10 施行上の安全管理を著しく怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。 (補足：死亡、傷害又は被害により違反点が異なる)	案件ごとに判断 (7点以下)
	規程第10条 第2項第5号	11 文書注意に従わないとき。 (補足：1点に該当した違反行為事案に対する文書注意に従わないとき。 合計2点)	1
	規程第10条 第2項第5号	12 改善命令（指示）に従わないとき。 (補足：要綱第5条に基づく)	2
	規程第10条 第2項第5号	13 文書警告に従わないとき。 (補足：2点（文書注意に従わない場合を含む）に該当した違反行為事案に対する文書警告に従わないとき。 合計6点)	4
	規程第10条 第2項第5号	14 無届け工事	4
	規程第10条 第2項第5号	15 工事完成後、管理者の検査を受けなかったとき。（メーター流用を含む）	2
	規程第10条 第2項第1号 規程第10条 第2項第5号 規程第18条 第1項第2号	16 その他の違反行為（法令、条例又は規則、規程等に違反する行為）	案件ごとに判断
	規程第10条 第2項第2号 規程第18条 第1項第3号	17 代表者又はガス工事資格者が法令等に違反して禁錮以上の刑に処せられたとき。 (補足：代表者の場合は指定ガス工事店指定停止15日) (補足：ガス工事資格者の場合は名簿登録の取消し、工事店に対する処分なし)	3 (8)
資格者選任等 義務違反	規程第9条 第2項第3号	1 従業員及び所属するガス工事資格者に異動があったときに届出書を提出しないとき。	8
届出義務違反	規程第9条 第2項 第1号、第2号	1 事業者の名称又は所在地の変更や代表者に異動があったときに届出書を提出しないとき。	8
	規程第9条 第1項 規程第10条 第2項第6号	2 事業を廃止し、若しくは休止しようとするときに届出書を提出しないとき。	8

事業の運営基準違反	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	1 ガス供給設備工事ごとにガス工事資格者を指名しなかったとき。	口頭注意		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	2 ガス工事資格者の監理の下においてガス工事の設計及び施行をしなかったとき。	2		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	3 公営企業管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	6		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	4 基準に適合しないガス供給設備を設置したとき。	6		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	5 ガス管及びガス用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 (防爆使用の機械器具)	6		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	6 指名したガス工事資格者に施行したガス供給設備ごとに工事記録を作成させなかつたとき。 又は、当該記録をその作成の日から 3 年間保存しなかつたとき。	4		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	7 ガス供給設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わしたとき。	1		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	8 指定ガス工事店等としての自己の名義を他の者に貸与したとき。 (補足：指定ガス工事店の場合は文書注意) (補足：ガス工事資格者の場合は文書注意、工事店に対する処分なし)	1		
工事実行に関する義務違反	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	1 ガスの検査の際、公営企業管理者の求めに対し、正当な理由なくガス工事資格者を検査に立ち会わせないとき。	1		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	2 検査業務に支障を及ぼす行為を行ったとき。(竣工図、竣工図書等の提出)	2		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	3 施行したガス工事がガス施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいとき。	2		
	規程第 10 条 第 2 項 第 4 号、第 5 号	4 ガス工事において不適切な工事費の請求や不誠実な行為により市民トラブル(訴訟等)を発生させたとき。	案件ごとに判断		
	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	5 正当な理由なく工事又は修繕工事の申し込みを拒否したとき。	2		
	規程第 21 条	6 非常災害時における復旧、ガス漏洩防止その他公営企業管理者の要請に対し、正当な理由なくこれに応じず拒否したとき。	2		
不正申請	規程第 10 条 第 2 項第 5 号	1 不正の手段により指定ガス工事店として指定を受けたとき。	8		
ガス関係報告規則	ガス関係報告規則 第 4 条第 1 項	1 ガス工事に起因する事故等 (ガス工作物の欠陥、損傷、破壊操作による事故)※ただし無届け工事の場合は、+2 点加点する。)	死亡事故	ガス関係報告規則第 4 条第 1 項の表事故の欄一、二、十四又は十六に基づくもの。	7 (9)
			傷害・損害	ガス関係報告規則第 4 条第 1 項の表事故の欄五、六、九、十、十一、十五、十七又は十八に基づくもの。	6 (8)
			供給損害事故等	ガス関係報告規則第 4 条第 1 項の表事故の欄三又は十に基づくもの。	5 (7)
			上記以外		4 (6)
備考	<p>1 違反点の適用は、1 の事案について違反等の事項のうち 2 以上の項に該当したときは、該当違反点のうちの最も高いものをもって適用する。</p> <p>2 違反の件数は、原則としてガス内管及びガス栓工事申込書 1 枚につき 1 件として違反点を付加するものとする。ただし、特例として同一地域内の同一施行期間内の工事は 1 件とする。</p>				

別 表 2

違反点	処 分	
	指定ガス工事店	ガス工事資格者
1点	文 書 注 意	文 書 注 意
2点	文 書 警 告	文 書 警 告
3点	15日間指定効力停止	15日間資格効力停止
4点	1か月間 ノ	1か月間 ノ
5点	2か月間 ノ	2か月間 ノ
6点	3か月間 ノ	3か月間 ノ
7点	6か月間 ノ	6か月間 ノ
8点	指定取消し	登録取消し 内管工事資格者については資格者 として不適切である旨の報告